

登米市契約規則等の一部改正について

令和4年4月1日
契約検査室契約係

入札・契約手続きに関する例規等について、令和4年4月1日から下記のとおり改正し、運用しますのでお知らせします。

記

<改正例規等>

登米市契約規則

登米市建設工事入札参加資格制限付き一般競争入札実施要綱

登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程

登米市指名競争入札参加者指名基準

登米市建設工事競争入札心得

<改正概要>

1 登米市契約規則

(1) 指名競争入札に係る入札参加者の指名を「原則5人以上」から「原則3人以上」に改正。

(2) 遅延利息の率の表示を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率」に改正。

2 登米市建設工事入札参加資格制限付き一般競争入札実施要綱

(1) 制限付一般競争入札の管工事、電気工事及び機械器具設置工事の範囲を「5,000万円以上1億円未満」から「1,000万円以上1億円未満」に改正。

3 登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程

(1) 設備工事A等級の請負工事金額の範囲を「5,000万円以上」から「1,000万円以上」に改正。

4 登米市指名競争入札参加者指名基準

(1) 発注金額ごとに定めている指名業者数について、1,000万円以上の場合「10社以上」から「7社以上」に、500万円以上1,000万円未満の場合「7社以上」から「5社以上」に、500万円未満の場合「5社以上」から「3社以上」に改正。

5 登米市建設工事競争入札心得

(1) 消費税率及び郵便等による入札書の提出について表示を改正。

問合せ先：契約検査室契約係 TEL0220-22-2097 FAX0220-22-2433